

財務 VOL.45

改めて医療法人のメリットを考える(後編)

今号でも引き続き、医療法人のメリットについてのご紹介ですが、「税金」に絞ってご紹介いたしますので、「できるだけ税金を抑えたい…」という個人事業の先生、「医療法人化したものの、メリットがそこまで感じられない…」という医療法人の理事長先生は、是非ご覧ください。

【1：給与所得控除】

先生の主な収入源は、個人事業では“事業収入”でしたが、医療法人化後は、役員報酬による“給与収入”となります。

この給与収入にかかる税金を計算する上では、給与収入から「給与所得控除」を差し引き、税金を計算します。

例えば、年間の給与収入が1,200万円であれば、この給与所得控除の金額は230万円です。税金計算の基となる給与所得は、1,200万円 - 230万円 = 970万円となります。

以前までは、この給与所得控除は給与収入の金額に応じて、上限なく増増(1,000万円超は支給額の5%)でしたが、平成25年分より、給与収入が1,500万円以上の場合、給与所得控除は245万円の上限が設けられました。

ただし、上限は設けられたものの、この給与所得控除は個人事業では受けられないものですので、この給与所得控除は医療法人化のメリットの一つと言えます。

【2：所得分散による税金の抑制】

ご存知の通り、所得が高くなれば高くなるほど、所得税率が高くなりますので、できる限り所得の少ない方に所得を分散することで、支払う税金を少なくすることができます。

医療法人の場合は、実際に医院の業務に従事する事が難しい方々でも、法人役員に名を連ね、経営の意思決定に参加して頂くことによって、一定の役員報酬を得ることが可能です。

もちろん、給与を支給された方にも税金がかかりますが、年間の給与収入を103万円以下に抑えれば所得税は発生しませんので、毎月8万円の役員報酬であれば、年間96万円の給与収入となり、給与受給者に所得税は発生しませんし、住民税も非課税範囲となります。

個人事業の場合でも確かに「専従者給与」として、生計を一にしている方に対して給与を支給することもできますが、「事業に専ら従事している」・「同じ仕事を他人がした場合に支払う給与が上限」という制約がありますので、役員報酬で支給する形態の方がより有利に所得の分散がはかれます。

【3：所得税と法人税の税率構造の違い】

ご存知の方も多いですが、これは簡単に申し上げますと、個人事業の場合は、利益に応じて支払う税金が「所得税」であり、所得税は「所得が多いほど高い税率が課せられる“累進課税方式”(住民税と合わせて最高税率50%)」であるのに対し、「法人税」では、課税所得が800万円以下の場合の実効税率は約18%、800万円超の場合は約31%と所得税に比べてかなり有利な税率となっております(※)。法人に内部留保したお金をどのように活用するかは出口戦略の部分を考える必要はありますが、法人で利益を残す方が断然有利であると言えるでしょう。

(※)当面3年間は復興特別法人税として10%が加算。

【4：優遇されている退職金税制の活用】

医療法人の場合は、先生の収入は役員報酬によって調整可能ですので、医院の経営実績に応じて高額の役員報酬を受け取ることも可能ですが、全額あるいは一部を経費化することができる保険商品を活用して資金を外部積立する、あるいは上記3で述べた安い法人税率を利用して資金を内部留保することによって、その資金を税制の有利な退職金として受給するという選択肢が可能となります。

給与収入の場合は、左記の通り「給与所得控除」がありますが、退職金にも同様に「退職所得控除」というものがあり、なおかつ所得の「2分の1が課税」(勤続5年以内での退職のケースを除く)されます。

仮に勤続20年で1億円の退職金をとった場合の税金を計算してみますと約2,000万円です。実質税率は20%であり、50%も税金を課されて高額の役員報酬をとる場合と比較して、いかに有利に可処分所得を獲得できるかがお分かり頂けるでしょう。

【最後に】

以上、一度はお聞きになられたことがあるであろう、医療法人のメリットを享受する基本的な仕組みについて、主に「税金」の観点から再確認させて頂きました。社会保険が強制加入になる、交際費の10%が損金算入できない等のデメリットも含めて総合的に判断する必要があるのは言うまでもありませんが、法人税率は引下げが実施され、他方、所得税は最高税率の更なる引上げが検討される中、医療法人の活用を検討する価値は十分にあるのではないのでしょうか。

■ ご購読ありがとうございました

今年も1年間 AMCP レポート(経営・財務)をご購読いただきまして誠にありがとうございました。来年も皆様にとって少しでもお役に立てる内容のものを提供すべく、情報収集に努めて参りますので、来年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。